

川越市総合教育会議の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川越市総合教育会議の（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(傍聴の手続)

第3条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議開始10分前までに傍聴人受付票に氏名等を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴の受付は、会議開会30分前から会議開催場所入り口で行うものとする。

3 会議の開会10分前において、傍聴希望者が定員を超える場合は、傍聴の受付を締め切り、抽選により傍聴券の交付を受ける者を決定するものとする。

4 会議の開会10分前において、傍聴希望者が定員を超えない場合は、定員に達するまで受付順に傍聴券を交付するものとする。

5 傍聴券の交付を受けた者は、当該傍聴券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(報道機関関係者の傍聴)

第4条 前2条の規定にかかわらず、報道機関に所属する者で、市長が特に認めるものは、傍聴券の交付を受けて会議を傍聴することができる。

(傍聴席に入れない者)

第5条 傍聴希望者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該傍聴希望者は傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者

(3) 酒気を帯びている者

(4) その他会議を妨害し、又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

(遵守事項)

第6条 会議の傍聴をする者（以下「傍聴人」という。）は、次の事項を守らなければならない。

(1) 傍聴券を係員に提示し、所定の傍聴席に着席すること。

(2) 傍聴を終えて退場しようとするときは、傍聴券を返還すること。

(3) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法によ

り可否の表明をしないこと。

- (4) 会場において、飲食、喫煙はしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会場において、携帯電話等の通信機器の電源は切ること。
- (7) 係員の指示に従うこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと。

(遵守事項を守らない場合)

第7条 傍聴人が、前条各号に規定する遵守事項を守らない場合は、市長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、当該傍聴人に対し、退場を命じることができる。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は会議を公開しないとする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成27年5月21日から施行する。